

四日市・鈴鹿水域
流域別下水道整備総合計画

計 画 書

令和 7 年 3 月

三 重 県

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画は、下水道法第2条の2に基づき、四日市・鈴鹿水域並びに伊勢湾にかかる水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備に関する総合的な計画を定めるものであり、当該水域における個別の下水道計画の上位に位置付けられる。

2 以上の県にまたがる水域である場合、関係県間における下水道整備に関する基本方針に依る必要があり、令和5年2月17日の伊勢湾流域別下水道整備総合計画検討委員会において、COD、窒素、リンの目標負荷量の県別目標値や下水道の整備水準、水質環境基準達成のための取組について合意され、伊勢湾にかかる各県の流域別下水道整備総合計画の基本方針が示された。

基本方針では、下水道整備だけでなく、それ以外の取組と時間をかけて伊勢湾における全ての水質環境基準を達成する「最終目標」と、令和30年度を目標年次とした「当面の目標」が定められ、「当面の目標」にて県別目標値が示された。

当面の目標である県別目標値を達成するために本計画を見直し、公共用水域の水質保全、及び生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水環境を目指すものである。

1) 最終目標

伊勢湾における全ての水質環境基準を達成することを目標とするが、下水道整備のみでは達成困難であるため、市街地・農地・山林等の非特定汚染源対策も含めた流域の負荷削減、藻場・干潟の保全・再生を通じた水質浄化及び浚渫・覆砂等の底質改善などの取組の推進を行う。

下水道施設においては、当面の目標における整備水準と同等の水準を維持する。

2) 当面の目標

基本方針にて示された目標負荷量の県別目標値や下水道の整備水準を目標とする。

CODでは特異点を除く環境基準地点で水質環境基準を達成することを目指し、窒素及びリンは更なる汚濁負荷量削減のための規制強化を行わず、これまでの取組を維持する。

(ロ) 整備計画年度

令和元年度より令和30年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区の名称	合流式・分流式の別	計画処理人口(千人)	計画下水量(m ³ /日)	摘要
いなべ市	北部	分流式	33.7	18,600	整備中（供用中）
東員町	北部	分流式	21.0	10,200	整備中（供用中）
桑名市	長島	分流式	9.4	5,300	整備中（供用中）
	北部	分流式	106.4	58,800	整備中（供用中）
	小計		115.8	64,100	
朝日町	北部	分流式	10.7	5,000	整備中（供用中）
川越町	北部	分流式	15.0	9,000	整備中（供用中）
菰野町	北部	分流式	28.9	15,100	整備中（供用中）
四日市市	北部	分流式	103.7	52,400	整備中（供用中）
	南部	分流式	15.1	7,700	整備中（供用中）
	日永	分流式（一部合流式）	125.2	63,500	整備中（供用中）
	小計		243.9	123,600	
鈴鹿市	南部	分流式	129.9	62,300	整備中（供用中）
亀山市	南部	分流式	36.4	19,100	整備中（供用中）
木曽岬町	木曽岬	分流式	2.4	1,500	整備中（供用中）
小計	北部	分流式	319.3	168,800	
	南部	分流式	181.3	88,900	
合計			637.7	328,500	

*流域下水道については、100 単位で繰り上げる前の値を用いて小計値を算定している。

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

<河川 BOD>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要 (見直し)
木曽川下流	犬山頭首工より下流	96.82 (横溝蔵)	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H14. 7. 15) (環境省告示第45号)
鈴鹿川上流 (1)	勧進橋より上流	0.86 (勧進橋)	AA	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H7. 3. 28) (三重県告示第186号)
鈴鹿川上流 (2)	勧進橋から鈴国橋まで	1.19 (鈴国橋)	AA	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H7. 3. 28) (三重県告示第186号)
鈴鹿川中流	鈴国橋から 鈴鹿川分派点まで	2.67 (高岡橋)	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H7. 3. 28) (三重県告示第186号)
鈴鹿川下流	鈴鹿川分派点より下流	2.38 (小倉橋)	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H7. 3. 28) (三重県告示第186号)
内部川 (全域)	全域	0.47 (河原田橋)	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H8. 3. 29) (三重県告示第198号)
朝明川上流	朝明橋より上流	1.02 (朝明橋)	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定
朝明川下流	朝明橋より下流	1.02 (朝明大橋)	B	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定
三滝川 (全域)	全域	0.65 (三滝橋)	A	ロ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H9. 4. 1) (三重県告示第767号)
員弁川 (全域)	全域	3.56 (桑部橋) — 《日の出橋》	A	イ	—	—	S45. 9. 1 環境庁閣議決定 (H11. 3. 30) (三重県告示第173号)
長良川下流	伊自良川合流点より 下流	62.68 (伊勢大橋)	A	イ	—	—	S46. 5. 25 環境庁閣議決定 (H14. 7. 15) (環境省告示第45号)
揖斐川 (4)	多度川合流点から 長良川合流点まで	35.95 (伊勢大橋)	A	ロ	—	—	S47. 11. 6 環境庁告示第98号
多度川 (全域)	全域	0.12 (上之郷)	A	イ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
中ノ川 (全域)	全域	0.54 (木鎌橋)	B	イ	—	—	S51. 4. 16 三重県告示第253号

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要 (見直し)
海蔵川 (上流)	海蔵橋より上流	0.47 (海蔵橋)	A	イ	—	—	S52.4.26 三重県告示第264号
海蔵川 (下流)	海蔵橋より下流	0.47 (新開橋)	B	イ	—	—	S52.4.26 三重県告示第264号
金沢川 (全域)	全域	0.24 (千代崎樋門)	C	ハ	—	—	H6.3.29 三重県告示第165号
肱江川上流	念仏橋より上流	0.14 (念仏橋)	AA	イ	—	—	H9.4.1 三重県告示第767号
肱江川下流	念仏橋より下流	0.25 (肱江橋)	A	イ	—	—	H9.4.1 三重県告示第767号
安楽川 (全域)	全域	1.42 (和泉橋)	AA	イ	—	—	H10.3.31 三重県告示第171号

《》は水質基点、（）は環境基準点

<海域 COD>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要 (見直し)
四日市港 (甲)	別記1の水域		海域 C	イ	—	—	S45.9.1 環境庁閣議決定
四日市鈴鹿 地先(甲)	別記2の水域		海域 B	イ	—	—	S45.9.1 環境庁閣議決定
四日市鈴鹿 地先(乙)	別記3の水域		海域 A	イ	—	—	S45.9.1 環境庁閣議決定

<海域 T-N、T-P>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要 (見直し)
伊勢湾 (ロ)	別記4の水域		海域 IV	イ	—	—	H8.2.27 環境庁告示第11号 (H14.3.15) (環境省告示第19号)
伊勢湾 (ハ)	別記5の水域		海域 III	イ	—	—	H8.2.27 環境庁告示第11号 (H14.3.15) (環境省告示第19号)
伊勢湾 (ニ)	別記6の水域		海域 II	イ	—	—	H8.2.27 環境庁告示第11号 (H14.3.15) (環境省告示第19号)

(注意)

- ・目標類型（河川）の基準値は次の通り。

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

- ・目標類型（海域）の基準値は次の通り。

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

類型	基準値	
	全窒素	全燐
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- ・達成予定年度は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

「ー」達成予定年度が定められていない。

(別記)

1. 旭防波堤、同防波堤東端と東防波堤南端を結んだ線、東防波堤、同防波堤北端と霞ヶ浦防波堤（計画）南端を結んだ線、霞ヶ浦防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤突端へ向かって 700mの地点まで引いた線、同地点と員弁川河口右岸を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（四日市港（甲））
2. 二本木川河口左岸から東 3,000mの地点まで引いた線、同地点から北 5,500mの地点まで引いた線、同地点と木曽川導流堤突端を結んだ線、同導流堤及び陸岸に囲まれた海域であって、四日市港（甲）及び四日市港（乙）に係る部分を除いたもの（四日市・鈴鹿地先海域（甲））
3. 木曽川導流堤から二本木川河口左岸に至る陸岸の地先海域であって、四日市港（甲）、四日市港（乙）及び四日市・鈴鹿地先海域（甲）に係る部分を除いたもの（四日市・鈴鹿地先海域（乙））
4. 旭防波堤、同防波堤東端から東防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から霞ヶ浦防波堤（工事中の区域を含む。）南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤南端へ向かって 700mの地点（北緯 34° 58'54"、東経 136° 41'33"）まで引いた線、同地点から四日市市川越町大字亀崎新田字町屋 86 番地の 6 東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾（口））
5. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾（イ）及び伊勢湾（口）に係る部分を除いたもの（伊勢湾（ハ））
6. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾（イ）伊勢湾（口）及び伊勢湾（ハ）に係る部分を除いたもの（伊勢湾（ニ））

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	削減目標量 (kg/日)	削減方法 当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量 (kg/日)	削減方法 当該終末処理場において削減するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量 (kg/日)	放流及び先位の名称	摘要				
									日平均計下水量 (m ³ /日)	日最大計下水量 (m ³ /日)	水質項目 (mg/L)	計画流入水質 (mg/L)	
北部 浄化センター	川越町	北部	嫌気無酸素好気法 又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る）、もしくは摘要欄の水質を達成できる処理方法	168,800	T-N	T-N	T-N	伊勢湾 (員弁川 河口南側)	134,235 (150,299)	168,760 (189,423)	BOD	170	15
					—	—	—				COD	98	13
					T-P	T-P	T-P				T-N	27	12
					—	—	—				T-P	3.3	1.2
南部 浄化センター	四日市市	南部	嫌気無酸素好気法 又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る）、もしくは摘要欄の水質を達成できる処理方法	88,900	T-N	T-N	T-N	伊勢湾 (鈴鹿川 派川河口 北側)	69,864 (72,701)	88,899 (92,534)	BOD	147	15
					—	—	—				COD	88	13
					T-P	T-P	T-P				T-N	30	12
					—	—	—				T-P	3.3	1.2
日永 浄化センター	四日市市	日永	嫌気無酸素好気法 又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る）、もしくは摘要欄の水質を達成できる処理方法	63,500	T-N	T-N	T-N	天白川両岸、鹿化川右岸 (大井の川橋上流)	50,257	63,403	BOD	116	15
					—	—	—				COD	67	13
					T-P	T-P	T-P				T-N	27	12
					—	—	—				T-P	3.2	1.2

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	削減目標量 (kg/日)	削減方法 当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量	削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量 (kg/日)	放流及び先位置の名称	摘要			
									日平均計画下水量 (m ³ /日)	日最大計画下水量 (m ³ /日)	水質項目	計画流入水質 (mg/L)
長島 浄化センター	桑名市	長島	標準活性汚泥法等	5,300	T-N	T-N	T-N	長良川水系丸八川左岸(伊勢大橋下流)	4,073	5,238	BOD	115
					—	—	—				COD	76
					T-P	T-P	T-P				T-N	37
					—	—	—				T-P	4.7
					—	—	—					1.4
					—	—	—					
東部地区 クリーンセンタ	木曽岬町	木曽岬	標準活性汚泥法等	1,500	T-N	T-N	T-N	木曽川水系鍋田川(栄地区排水路)	1,268	1,461	BOD	189
					—	—	—				COD	123
					T-P	T-P	T-P				T-N	44
					—	—	—				T-P	4.7
												1.4

*本計画における処理場は下水道法施行令第2条の2に規定する要件に該当しないため「削減目標量」及び「削減方法」は記載しない。

*「ピーク下水量」とは、整備計画年度（R30）までの期間において面整備の進捗により最大となる計画下水量である。令和30年度までにピーク下水量が現有施設能力を超える場合は表に記載した。

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度

令和元年度から令和10年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位
三重県	北部	北部浄化センター	処理水量の増加に応じて処理施設を増設する。	面整備：流域関連市町参照 高度処理：-
三重県	南部	南部浄化センター	処理水量の増加に応じて処理施設を増設する。	面整備：流域関連市町参照 高度処理：-
いなべ市	北部	北部浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
東員町	北部	北部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
桑名市	長島	長島浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
	北部	北部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
朝日町	北部	北部浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
川越町	北部	北部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
菰野町	北部	北部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
四日市市	北部	北部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
	南部	南部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
	日永	日永浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
鈴鹿市	南部	南部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
亀山市	南部	南部浄化センター	面整備の早期概成。	面整備：B 高度処理：-
木曽岬町	木曽岬	東部地区クリーンセンター	-	面整備：- 高度処理：-

注) A : 中期整備計画年度内に面整備や高度処理の導入を優先して実施する。

B : 中期的には他の事業や処理場を優先する。

- : 面整備…概成済み。高度処理…導入済み又は位置付けられていない。